令和７年１２月１６日
文化庁参事官（生活文化連携担当）

「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示案」等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準の一部を改正する告示案」等について、令和７年１０月２４日から令和７年１１月２５日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計１件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。いただいた御意見及びそれに対する文化庁の考え方は別紙のとおりです。

（別　紙）

意見の内容	文化庁の考え方
「芸能関係」「工芸技術関係」における選定基準が、昭和29年の制度創設時から一貫して重視されてきたことは、文化財保護制度の理念と構造の安定性を示すものです。今回の選定基準の整理においても、伝統的な技術や様式の継承、地域的特色の保持、歴史的意義の明確化といった視点が丁寧に盛り込まれており、制度の原点を尊重しつつ、現代の文化的多様性に応える姿勢が感じられます。このような分類の拡張は、制度の包摂性と柔軟性を高めるものであり、文化財の保護が「技術の保存」にとどまらず、「生活の継承」「制度的支援」「地域との連携」へと広がる可能性を開くものです。 なによりも、文化財は未来への贈り物です。制度の改正と整備が、文化の継承と創造の両面を支える契機となることを、心より願っております。	貴重な御意見をいただきありがとうございます。